

広島県告示第七百三十五号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中

5	環境試験装置	一日	一四、五〇〇円	を
---	--------	----	---------	---

5	恒温恒湿室	一日	一八、五〇〇円	に改め、同表東部工業技
---	-------	----	---------	-------------

術センターの項中

45	恒温恒湿器	一回（二四時間以内）	八、六〇〇円	を
----	-------	------------	--------	---

45	恒温恒湿器	一回（二四時間以内）	六、七〇〇円	に改める。
----	-------	------------	--------	-------

第二号の表西部工業技術センターの項中

(3)	環境試験装置によるもの	〃	一六、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一四、八〇〇円を加算する。
-----	-------------	---	---------	---

を

(3)	恒温恒湿室によるもの	〃	二〇、〇〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一八、八〇〇円を加算する。
-----	------------	---	---------	---

に改

める。